

# 事業譲渡による営業者の地位承継をされる方へ

令和5年12月13日から、生活衛生関係営業（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場）について、事業譲渡により営業者の地位が承継された場合の手続きは、各種譲渡承継届出書の提出になります。

## <対象業種>

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場

## <適用要件>

以下要件を全て満たさない場合は、本手続きではなく従前の新規の営業許可等の手続きとなります。

- 1 譲渡する事業は営業許可等に係る事業と同一の業種であること。
- 2 譲渡前の営業許可等に係る全ての事業の譲渡であること。
- 3 譲渡の年月日が令和5年12月13日以降であること。

## <手続きの流れ>

### 1 事前相談

#### (1) 構造設備の変更の有無の確認

保健所が把握している状況と現在の構造設備について変更の有無の確認をします。  
施設で保管している申請書や図面等を持参して現在の構造設備をご説明ください。

#### 【構造設備の変更あり(譲渡人によって行われたもの)】

事業譲渡前に譲渡人による変更届出書を提出してください。

#### 【構造設備の変更あり(譲受人によって行われたもの)】

本手続き(各種譲渡承継届出書の提出)後に、譲受人による変更届出書を提出してください。

#### (2) 営業者の講ずべき衛生措置の説明

事業譲渡後、営業者の講ずべき衛生措置については譲渡人に代わって譲受人の責任で行うこととなります。対象業種に係る衛生措置についてご説明します。

### 2 各種事業譲渡届出書

対象業種に係る事業譲渡届出書を提出してください。

必要書類については次頁をご確認ください。

譲受人のお名前の営業許可証等については後日交付になります。

## <その他留意事項>

### 1 申請書等や図面の引継ぎ

譲受人は、譲渡人が営業の許可を受け、又は届出を行った際(変更があった場合には変更の届

出を行った際)に保健所に提出した図面その他の書類の控えを引き継ぎ、適切に管理しておく必要があります。

## 2 立入検査

本手続き以降、保健所による立入検査を実施し、事業が継続されているか、対象業種の法令に基づく施設・設備の基準を満たしているか等、衛生管理が適切に行われていることを確認します。

### <必要書類>

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	譲渡承継届出書  理容所－理容所譲渡承継届出書(様式第6号) 美容所－美容所譲渡承継届出書(様式第6号) クリーニング所－クリーニング所・無店舗取次店譲渡承継届出書(様式第9号)  興行場－興行場営業譲渡承継届出書(様式第5号) 公衆浴場－公衆浴場営業譲渡承継届出書(様式第3号)	【2部】
2 <input type="checkbox"/>	営業の譲渡が行われたことを証する書類 ※譲渡契約書などで本適用要件を満たしていることが確認できる書類	【1部】
3 <input type="checkbox"/>	譲渡前の営業施設の確認済証または許可証	【原本】 後日、譲受人名義の確認済証または許可証を交付します。

※その他の必要書類は対象業種によって異なります。対象業種の譲渡承継届出書からご確認ください。